

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 30 年 5 月 18 日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1 件**

**厚生年金保険関係 1 件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700232号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800004号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年1月1日から同年7月1日まで

② 昭和48年9月1日から昭和51年2月26日まで

私は、請求期間①についてはA社に、請求期間②についてはB社に、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社において当該期間の一部を含む昭和48年4月10日に被保険者資格を取得し、同年12月23日に同社を離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険に任意加入して適用事業所となつたのは昭和52年3月1日であり、請求期間①において同社は適用事業所でなかつたことが確認できる上、請求期間①当時の経理担当者は、同社が厚生年金保険に加入するまでの間は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかつた旨陳述している。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所になつた昭和52年3月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、同年3月より前から同社に勤務していたが、同年3月より前の期間について、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料の控除はされていなかつたと回答している。

さらに、C市が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求者は、上記雇用保険の加入記録によりA社に勤務していたことが確認できる期間に、転居したC市に国民年金の住所変更手

続を行い、国民年金保険料を納付している上、請求期間①について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、請求期間①当時の事業主は所在不明のため、請求者に係る請求期間①当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない上、請求者も請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は、B社において当該期間の一部を含む昭和49年2月13日に被保険者資格を取得し、昭和51年1月25日に同社を離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、商号をD社に変更した後の平成3年2月1日であり、請求期間②において同社は適用事業所でなかつたことが確認できる上、同社の請求期間②当時の経理課長は、請求期間②当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかつた旨陳述している。

また、B社の親会社とされるE社のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和54年2月14日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、請求期間②当時は、両社は共に厚生年金保険に加入しておらず、両社の従業員については、国民年金に加入することになっており、健康保険はF国民健康保険組合の国民健康保険に加入していた旨陳述している。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、請求者は、上記雇用保険の加入記録によりB社に勤務していたことが確認できる期間に、転居したG市に国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付している上、請求期間②について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、請求期間②当時の事業主は、請求者に係る請求期間②当時の厚生年金保険料控除については不明と回答している上、請求者も請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。